



**自然災害**に備えて**水稲共済**に加入しましょう

　ＮＯＳＡＩの水稲共済は、自然災害等により損害が生じた場合に、収穫量の減少等を補償する公的な保険制度です。

　近年、異常気象によるこれまでに経験したことのないような自然被害が発生しております。特に水稲では、線状降水帯や台風による局所的で記録的な大雨などの影響を受け、河川が氾濫し、ほ場に土砂等が流入する被害が発生しました。（写真：令和５年台風１３号による被害を受けたほ場）。

　異常気象による未曽有の自然災害が頻発する中で、**農作物への被害リスクが高まっています**ので、万が一に備えて**水稲共済**への加入をお勧めしております。



**近年の県内での大規模な水稲被害発生状況**

令和元年には、台風15号、19号、21号及び低気圧の通過により土砂流入や冠水などの被害、またはほ場乾燥中の稲が流出するなどの被害が発生しました。

特に台風19号、21号は収穫期半ばに県内を通過し、県南・浜通りでは約１割の加入者が被害に遭われました。

**令和元年産共済金支払額**

**３億２０３８万７２３円**

**それぞれの加入者の方に合った補償を選んで リスクへの備えを十分に！！**

　＜おすすめ加入方式・選択チャート＞

**おすすめの補償！**

***スタート***

自然災害以外にも

農業経営に係るリスク全般に備えたい！

収入保険

**はい**

**はい**

確定申告は

青色申告方式ですか？

**いいえ**

**いいえ**

全相殺方式

**はい**

ＪＡ等の乾燥調製施設に

全量出荷をしていて

出荷量の確認はできますか？

**はい**

白色申告で申告していて

出荷量の確認できる

伝票や帳簿等の書類がある

**いいえ**

半相殺方式

**いいえ**

***それぞれの加入方式等の補償内容は？***

４億円超の保険金支払実績（令和７年１２月現在）

**今、最もおすすめしています**的に加入者が増えているNOSAIが最もおススメしている保険です。

収入保険

農業の収入減少を補償する方式で青色申告をしている方限定！

**＜おすすめポイント！＞**

**①お米だけでなく、ほぼすべての品目とさまざまなリスクをカバー**

個々の経営努力では避けられない事態により農業収入が減少した際に補償する保険です。自然災害だけでなく、価格の下落、病気やけがといった幅広いリスクをカバーします。

例えば・・・

**「稲刈り直前にケガをして入院。刈取りが遅れ品質が低下してしまい収入が減少した。」**

　⇒収入保険では支払対象事故になります。病気やけがは大きな収入減少の要因となる可能性があります。また、米価の下落など市場価格の低下も支払対象事故となります。

収入保険は、このような想定外のリスクから農業経営を守ります。さらに、米以外のほとんどの農産物も一緒にカバーし、加入者の農業収入全体を補償します。

本県では、病気やけがによる収入減少のほか、猛暑や水不足、豪雨や長雨による自然災害などで販売収入が減少した令和６年契約の加入者の方に対して、４億５千万円を超える保険金をお支払いしております（令和８年１月末現在）。

**②無利子のつなぎ資金制度**

保険期間中に大幅な収入減少が見込まれる場合は、**無利子**のつなぎ融資を受けることができます。

全相殺方式

**９割補償がおすすめです**るNOSAIが最もおススメしている保険です。

より被害の実態に合った補償が可能に！

全量委託型では、「客観的な資料」（カントリーエレベーターや業者、乾燥調製の受託者（委託先）から提供いただく籾摺りを行った全数量の証明書が得られること）により収穫量を確認する方式です。

**＜おすすめポイント！＞**

**①平年収量の９割まで補償します！**

半相殺方式では最大８割までの補償ですが、より高い９割を選択できます。補償がさらに拡大します。

**②業者等から提出された資料で共済金が決まるので明確！**

客観的な資料を基にして平年収量や当年収穫量を確認します。結果が分かりやすく明確です。基本的に検見や坪刈といったこれまでの評価は行いません。

※共済事故確認調査を実施します。また、必要に応じ収穫量検証調査を実施する場合があります。

**加入者の収穫量実績をもとに引受・損害評価するため、補償内容が明確な方式です。**

半相殺方式

稲作農家の方ならどなたでも加入できるベーシックな保険です！

加入者からの申告見込収穫量をもとに共済金を算定する方式です。

①被害申告には必ず被害耕地ごとに見込みの収穫量を申告していただきます。

②被害申告耕地の一部を現地調査した結果により見込収穫量を修正し、無被害耕地は平年収量と見込んだうえで共済金を算出する方式です。

**＜おすすめポイント！＞**

**①農家ごとの平年収量の最大８割補償します！（８割・７割・６割から選択）**

**②手頃な掛金で、加入の要件がなく、どなたでも加入できます！**

***さらに特約を付けて補償を手厚く！***

　全相殺方式、半相殺方式は加入者ごとの減収に応じて、共済金を算定するため、一部のほ場が大きな被害を受けても共済金の支払対象にならない場合があります。

　そこで、わずかな掛金負担で**「一筆半損特約」**を付して加入いただくと、一部のほ場が大きな被害を受けた場合に、５０％以上の減収と認められたほ場に対し、基準収穫量の２割（最高補償割合選択時）の共済金をお支払いする特約です。水稲共済に加入する際に合わせてお申し込みください。すべての方式で選択できます。

**一筆半損特約**

**水稲共済の農業者負担掛金の比較**

**※10ａ当たり**

※共済金額及び共済掛金は、今後、加入申込開始時期までに変更になる場合がございます。

**わずかな掛金負担で特約を付加できます**

**おすすめ！**

**一番補償が**

**充実で安心！**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 引受  方式 | 補償  割合 | 共済金額(円)  ※最高補償額 | 共済掛金(円) | |
|  | 一筆半損  特約付 |
| **全相殺方式** | ９割 | 112,950 | **544** | **556** |
| ８割 | 100,400 | **257** | **282** |
| ７割 | 87,850 | **108** | **137** |
| **半相殺方式** | ８割 | 100,400 | **232** | **261** |
| ７割 | 87,850 | **103** | **139** |
| ６割 | 75,300 | **48** | **86** |

１０a当たりの基準単収500㎏、1㎏当たりの共済金額251円（※）を選択し、過去の共済金支払状況が県平均の場合の共済金額及び共済掛金です。加入の際には共済掛金のほかに、引受面積に応じて賦課金がかかります。

**ご注意**

**ください**

**水稲共済のポイント**

①水稲共済の掛金は、加入者ごとの過去の被害実績に応じて掛金率が設定されます。**過去の被害が少ない方ほど安い掛金でご加入いただけます。**（個人共済掛金）

②水稲共済の掛金は、２分の１を国が負担しています

水稲共済の引受方式、収入保険に関する質問、ご相談は、

**ＮＯＳＡＩ福島　会津支所**

**農産園芸課　☎0241－28－1112**

**収入保険課　☎0241―23－5144**

（2026.02）